

## 社会福祉法人 クピド・フェア

## 障害者グループホーム

## イランカラプテ

## 運営方針

個別支援計画に基づき、利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、必要な介護、及び日常生活援助の提供を適切に行う事を事業所の運営方針としています。

## 事業種類

共同生活援助事業

## 定員

共同生活援助事業 10名（10部屋）

## 職員体制

職種	配置人員	配置内訳		常勤換算	指定基準
		常勤	非常勤		
管理者	1名	1名		1名	1名
サービス管理責任者	1名		1名	0.1名	0.1名
生活支援員	1名	1名		1名	1名
世話人	3名		3名	2名	1.8名

## 協力医療機関

くピドクリニック（内科・歯科）

## 苦情受付

当施設では、ご提供したサービスに関する苦情などについて適切に対応するため、苦情相談を受け付ける窓口を設置しております。

何かお気づきの点がございましたら窓口までお申し出下さい。

● 苦情解決責任者 管理者 高橋 友明

● 苦情受付窓口（担当者） サービス管理責任者 菅原 美紀

● 第三者委員 弁護士 米田 和正

● 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30 ※祝祭日を除く

● 電話番号 0126-23-1111 FAX 0126-22-5638

● クループホーム電話番号 0126-38-4737 FAX 0126-38-4738

## サービス利用料金

## (1) 定率負担

ご契約者のサービス利用料金(1日) [共同生活援助サービス費(Ⅱ)]	算定要件	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1
	世話人の配置 (5:1以上)		6,150円	4,990円	4,200円	3,330円	2,440円

## (2) 家賃

家賃に係る自己負担額(月額)	30,000円
----------------	---------

## (3) 光熱水費

光熱水費に係る自己負担額(月額)	15,000円
------------------	---------

## (4) 食費

食費に係る自己負担額(1日)	朝食200円 昼食300円 夕食300円 (ご契約者に提供する食事にかかる食材費用、その他実費)
----------------	---

## (5) 加算料金

加算等区分			内容
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	1日につき	100円	サービスの質の向上のため国家資格等を有する専門性の高い職種(社会福祉士・介護福祉士など)を常勤の生活支援員等のうち、35%以上配置した場合に加算。
夜間支援等体制加算(Ⅲ)	1日につき	100円	夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保している指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合。
自立生活支援加算	1回につき	5,000円	退去する利用者に対し、退居後の居住の場の確保、在宅サービスの連絡調整等を行った場合。(入居中2回、退居後1回を限度)
入院時支援特別加算	(3日以上 7日未満) 1回につき	5,610円	病院又は診療所を訪問し、入院期間中に被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に算定。(月1回を限度)
	(7日以上) 1回につき	11,220円	
長期入院時支援特別加算	入院期間が 3日以上 1日につき	1,220円	病院又は診療所を概ね週に1回以上訪問し、入院期間中に被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に算定。(入院の初月から3月に限る)
帰宅時支援加算	(3日以上 7日未満) 1回につき	1,870円	利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に算定。 (月1回を限度)
	(7日以上) 1回につき	3,740円	
長期帰宅時支援加算	帰宅期間が 3日以上 1日につき	400円	利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に算定。 (3月に限る)
医療連携体制加算	1回につき	390円	日常的な健康管理、医療ニーズへの適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所の場合。
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	—	所定単位数の5.4%	キャリアパス要件(Ⅰ)、キャリアパス要件(Ⅱ)、職場環境等要件の全てを満たすこと。

※《家賃の軽減》共同生活援助サービス利用者(市町村民税課税世帯を除く)に対して、月額1万円を上限に家賃が助成されます。

## (6) サービスの概要と利用料金（総合支援法の給付対象とならないサービス）

複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき 10円

ご利用料金等の詳細及びご不明な点がございましたら窓口までお問合せ下さい。